

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年1月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国民年金関係

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900434号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900047号

第1 結論

平成2年*月から平成3年3月までの請求期間、平成10年4月から平成13年11月までの請求期間、平成14年10月から平成18年12月までの請求期間及び平成19年7月から平成20年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成2年*月から平成3年3月まで
② 平成10年4月から平成13年11月まで
③ 平成14年10月から平成18年12月まで
④ 平成19年7月から平成20年6月まで

私は、これまで10回に渡り請求期間に係る国民年金保険料の納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され不訂正とされてきた。これまで精査に値する調査をやったのか、疑念があるので再申請せざるを得ない。請求期間の国民年金保険料の全てではないがA銀行のB支店で納付していた可能性が高いので、調査をして、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間を含めて20歳になった平成2年*月から、国民年金保険料を納付書が送付されてくるたびに、その納付書を使って毎月きちんと納付した旨陳述しているところ、i) オンライン記録によると、平成2年*月及び平成19年1月から同年6月までの保険料は、いずれも厚生年金保険加入中に重複納付した他の期間の国民年金保険料を充当したことが確認できることから、請求者の主張と符合しないこと、ii) 平成14年10月11日の国民年金被保険者資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失が平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間③及び④を含む平成14年10月から平成20年6月までの期間は、国民年金の未加入期間とされ、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 請求者が請求期間①に係る成人して間もない頃の国民年金保険料の納付場所であったとするコンビニエンスストアでは、当時、国民年金保険料を納付(コンビニエンスストアでの納付は、平成16年

2月開始)することはできないこと、iv) 請求期間は合計で*か月であり、行政機関がこれほどの長期間の事務処理を誤ったとは考え難いことなどから、既に年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定がこれまで10回通知されている。

今回、請求者は、請求期間の国民年金保険料の全てではないが、A銀行のB支店で納付していた可能性が高いとして、11回目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、A銀行B支店で請求期間の国民年金保険料を納付していたことについては、これまでの訂正請求においても請求者が主張していたことであり、新たな事情とは認められない。

そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900262号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900088号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 7 月 10 日

年金定期便により、A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録がないことを知った。平成 15 年 7 月 1 日にC社(現在は、D社)からA社へ転籍したが、グループ会社間の異動であって退職したわけではない。平成 15 年 7 月 10 日の賞与については、A社で厚生年金保険料を徴収し納付しているはずであるので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、D社は、請求者は平成 15 年 7 月 1 日付けで、C社からグループ会社のA社へ転籍した旨回答している。

また、オンライン記録によると、請求者はC社に係る厚生年金保険被保険者資格を平成 15 年 7 月 1 日に喪失し、A社に係る被保険者資格を同日に取得しており、請求期間において、請求者は同社の厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

しかしながら、B社は、請求期間に係る賞与をA社としては、請求者に対して支給していない旨回答している。

一方、D社は、グループ会社の夏期賞与は前年 11 月 1 日から当年 5 月 31 日までを計算対象期間としており、請求期間に係る賞与は、C社が請求者に対して平成 15 年 7 月 10 日に支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答しているところ、請求者及びB社から提出された賞与支給明細票(2003 年 7 月 10 日)によると、請求期間に係る賞与はC社から請求者に対して支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がA社の厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険の被保険者期間については、厚生年金保険法第 19 条第 1 項の規定により、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、厚生年金保険料については、同法第 81 条第 2 項の規定により、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされているところ、請求期間に係る賞与は請求者の C 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失月に同社から支給されている。したがって、請求期間に係る賞与を C 社の被保険者期間における賞与の記録とすることはできない。